

静岡県建築物木材利用促進協定実施要領

(趣旨)

第1条 静岡県（以下「県」という。）は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づく建築物木材利用促進協定（以下「協定」という。）の締結に必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 協定を締結しようとする事業者等（以下「実施主体」という。）は、別表1に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- 2 実施主体は、法及び県が法第11条第1項に基づき定める方針（以下「県指針」という。）に即し、建築物における木材の利用の促進に関する構想（以下「構想」という。）を策定するものとする。

(協定の締結に係る申入れ)

第3条 実施主体は、建築物木材利用促進協定の締結の手続及び公表事項を定める省令（以下「省令」という。）第1条第1項及び第2項の規定に基づき、協定の締結に係る申入れを行うものとする。

- 2 申入れに当たっては、省令第1条第2項及び第3項に定めるもののほか、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 誓約書（様式第1号）
- (2) その他必要に応じて県が求める書類

- 3 実施主体は、申入れ書の提出前に、協定の概要等について県に相談するものとする。

(協定締結の判断基準)

第4条 県は、実施主体から第3条第1項の協定の締結に係る申入れがあった場合は、次の各号に掲げる要件に照らして適切なものであることを確認し、締結の応否を判断するものとする。ただし、関係する地方公共団体等がある場合は、別途調整の上で決定する。

- (1) 第2条第1項に規定する実施主体の要件を満たしていること。
- (2) 構想の達成に向けた取組の内容が、法の目的及び県指針の実現に資するものであり、静岡県内において実施されること。
- (3) その他必要と認められる事項

- 2 県は、前項の規定により判断した結果を実施主体に通知するとともに、応じる場合は協定書を締結するものとする。

- 3 協定の期間は、原則、協定締結の日から5年とする。

(協定の内容)

第5条 協定は、次の各号に掲げる事項を内容とし、県と実施主体とが協議の上で決定する。ただし、関係する地方公共団体等がある場合は、別途調整の上で決定する。

- (1) 協定の名称
- (2) 協定の目的
- (3) 建築物木材利用促進構想（木材の利用に関する構想）
- (4) 構想の達成に向けた取組の内容
- (5) 構想の対象区域
- (6) 協定期間
- (7) その他必要と認められる事項

(協定の変更)

第6条 県と協定を締結した実施主体（以下「協定締結者」という。）は、締結した協定内容を変更する必要がある場合は、建築物木材利用促進協定変更協議書（様式第2号）により、県に協議するものとする。

- 2 県は、前項の規定による協議があった場合は、その内容を精査し、変更の可否を判断するものとする。ただし、関係する地方公共団体等がある場合は、別途調整の上で決定する。
- 3 県は、前項の規定により判断した結果を協定締結者に通知するとともに、協定の変更が妥当と認められる場合には、変更の協定書を締結するものとする。

(協定の更新)

第7条 協定締結者は、締結した協定の更新を希望する場合は、協定期間満了日の2か月前までに、建築物木材利用促進協定更新協議書（様式第3号）により、県に協議するものとする。

- 2 県は、前項の規定による協議があった場合は、その内容を精査し、更新の可否を判断するものとする。ただし、関係する地方公共団体等がある場合は、別途調整の上で決定する。
- 3 県は、前項の規定により判断した結果を協定締結者に通知するとともに、協定の更新が妥当と認められる場合には、協定書を締結するものとする。

(協定の解除)

第8条 協定締結者は、協定を解除したい場合は、解除予定日の1か月前までに、建築物木材利用促進協定解除申出書（様式第4号）を提出し、協定の解除を申し出なければならない。

- 2 県は、前項の申出書を受理した場合は、申出書の協定解除予定日をもって、協

定を解除するものとする。

- 3 県は、協定締結者が第2条第1項の要件を満たさなくなった場合又は協定で定めた取組の履行が認められない場合は、協定を解除することができるものとする。

(協定の公表等)

第9条 県は、協定を締結したときは、次の内容をホームページ等で公表するものとする。

- (1) 協定の名称
- (2) 協定の対象区域
- (3) 協定の有効期間
- (4) 協定に参加する者の名称及び代表者の氏名

- 2 県は、締結した協定に係る構想の達成に向けた取組を促進するため、協定締結者に対し、活用可能な支援制度や木材利用に関する情報を提供するように努めるものとする。

(取組実施状況等の報告)

第10条 協定締結者は、県の求めに応じて、構想の達成に向けた取組の実施状況を報告するものとする。

- 2 協定締結者は、協定期間の満了後1か月以内に、取組実績報告書(様式第5号)を作成し、県に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和7年8月27日から施行する。

別表 1 実施主体の要件

実施主体の要件	
1	静岡県を対象区域として建築物木材利用構想を策定するものであって、静岡県と協定を締結する意向のある者。原則として、別表 2 の協定締結の相手方が都道府県の場合に限る。
2	次のいずれにも該当しない者であること。
(1)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
(2)	法人等の代表者が暴力団員等（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
(3)	法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
(4)	自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
(5)	暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
(6)	暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
(7)	相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

別表 2 建築物木材利用促進構想の対象区域と協定締結の相手方

対象区域		協定締結の相手方
一の市町村内の区域		市町村
複数の市町にまたがる区域		以下のいずれか。 ① 区域内すべての市町村 ② 都道府県 ③ 都道府県及び区域内の全ての市町村
一の都道府県内の区域		都道府県
複数の都道府県にまたがる区域		区域内の全ての都道府県
	うち地方ブロック全体、地方ブロックを超える区域又はその他同等以上に広域の区域	以下のいずれか。 ① 国 ② 区域内の全ての都道府県